

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 (2026) 年 6 月 29 日

福島茨城栃木連携捕獲協議会会長 高嶋 英機

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 8 (2026) 年度福島茨城栃木県境地域ニホンジカ捕獲業務委託
- (2) 委託業務内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約の日から令和 9 (2027) 年 3 月 19 日まで
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者に該当しない者であること。この場合において、同条中「普通地方公共団体」とあるのは「福島茨城栃木連携捕獲協議会」と読み替えるものとする。
- (2) 福島県、茨城県、栃木県のいずれかの県の一般競争入札参加資格を有すること。
- (3) 入札参加表明日から開札日において、福島県、茨城県、栃木県から入札参加制限措置（指名停止措置）を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 環境省の認定鳥獣捕獲等事業者一覧に、装薬銃及びわなを用いてニホンジカを捕獲する事業者として登録されている者であること。
- (6) 過去 5 年以内に、国又は地方公共団体が発注した仕様書に定める業務と同等のニホンジカ捕獲業務（赤外線カメラを搭載したドローンを活用したニホンジカの捕獲業務）を元請け契約し、履行した実績を有する者であること。
- (7) 過去 5 年以内に、国又は地方公共団体が発注した野生動物の調査もしくは捕獲業務のなかで、自前でドローンを夜間かつ目視外に飛行させた経験を有すること。
- (8) ツキノワグマ及びニホンカモシカ等の錯誤捕獲があった際に麻酔薬を使用した放獣を行うため、過去 5 年以内に、国又は地方公共団体が発注し、元請け契約した業務のなかで、シカ、イノシシ、クマ類、カモシカ、サルのいずれかの麻酔薬を使用した放獣を自前で実施した実績を有する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務局の名称等及び契約内容の縦覧場所

福島茨城栃木連携捕獲協議会事務局

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県環境森林部自然環境課 電話 028-623-3261

E-mail: shizen-kankyou@pref. tochigi. lg. jp

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

令和 8 (2026) 年 7 月 23 日 午後 3 時 00 分

栃木県庁東館 3 階入札室 1

- (3) その他

入札説明書及び仕様書は、福島県、茨城県、栃木県のそれぞれのホームページ上で令和 8 (2026) 年 6 月 29 日から 7 月 22 日まで公開する。来庁による交付の場合は、令和 8 (2026) 年 6 月 29 日から 7 月 22 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 4 時まで）、(1) の場所で交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 入札の無効 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第 12 号）第 156 条第 3 号から第 7 号までに挙げる入札に係る入札書は無効とする。

- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第 12 号）第 154 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 詳細は、入札説明書による。